○文部科学省告示第八十号

教員資格認定試験規程（昭和四十八年文部省令第十七号）第五条第一項の規定により、平成二十二年度特別支援学校教員資格認定試験を次のとおり実施することとし、同条第二項の規定に基づき告示する。

平成二十二年四月二十三日　　文部科学大臣　川端　達夫

一　平成二十二年度特別支援学校教員資格認定試験（以下「認定試験」という。）の種目及び取得できる普通免許状の種類

認定試験の種目	取得できる普通免許状の種類	
自立活動（聴覚障害教育）	特別支援学校自立活動教諭一種免許状	聴覚障害教育
自立活動（肢体不自由教育）	特別支援学校自立活動教諭一種免許状	肢体不自由教育

二　認定試験の実施機関　国立大学法人筑波大学

三　認定試験の受験資格　次のいずれかに該当する者

イ　大学（短期大学を除く。）を卒業した者

ロ　高等学校を卒業した者又は教育職員免許法施行規則（昭和二十九年文部省令第二十六号）第六十六条各号の一に該当する者で、平成二十二年四月一日における年齢が満二十二歳以上のもの

ハ　高等学校卒業程度認定試験規則（平成十七年文部科学省令第一号）附則第四条表の上欄各号に掲げる者

四　認定試験の施行期日及び場所

イ　第一次試験

(1)　期日　平成二十二年八月八日（日）

(2)　場所　国立大学法人筑波大学東京キャンパス（神保町地区）（東京都千代田区神田神保町三丁目二五番一号）

ロ　第二次試験

(1)　期日　平成二十二年十月三日（日）

(2)　場所

認定試験の種目	試験場所在地
自立活動（聴覚障害教育）	筑波大学附属聴覚特別支援学校　千葉県市川市国府台二丁目二番一号
自立活動（肢体不自由教育）	筑波大学附属大塚特別支援学校　東京都文京区春日一丁目五番五号

五　出願手続

イ　出願書類　認定試験を受験しようとする場合は、受験願書（受験手数料として五千六百円の収入印紙（日本政府発行）をはること。）に履歴書、戸籍抄本又は住民票の写し、写真その他筑波大学が定める必要な書類を添えて提出すること。

ロ　願書の請求及び提出先　国立大学法人筑波大学附属学校教育局学校支援課

ハ　願書の受付期間　平成二十二年六月四日（金）から平成二十二年六月十八日（金）まで（郵送の場合は平成二十二年六月十八日消印のものまで受け付ける。）

六　その他　受験手続等に関する照会は、国立大学法人筑波大学附属学校教育局学校支援課（東京都文京区小日向二丁目一六番一五号（旧文京区立第五中学校）　郵便番号一一二―〇〇〇六）に行うこと。

○農林水産省告示第六百七十二号

農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和二十五年法律第百七十五号）第十七条の三第二項において準用する同法第十七条の二第一項の規定に基づき、次のとおり登録認定機関の登録を更新したので、同法第十七条の三第二項において準用する同法第十七条の二第三項の規定に基づき公示する。

平成二十二年四月二十三日

農林水産大臣　赤松　広隆

一　登録更新年月日及び登録更新番号

平成二十二年三月一日　第四号

二　登録認定機関の名称及び住所

株式会社アファス認証センター　東京都港区新橋四丁目三十番四号

三　登録認定機関が認定を行う農林物資の種類

生産情報公表牛肉、生産情報公表豚肉及び生産情報公表農産物

四　登録認定機関が認定を行う区域及び認定を行う登録認定機関の事業所の所在地

(1)　認定を行う区域

国内及び外国

(2)　認定を行う事業所の所在地

東京都港区新橋四丁目三十番四号

○農林水産省告示第六百七十三号

農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和二十五年法律第百七十五号）第十七条の三第二項において準用する同法第十七条の二第一項の規定に基づき、次のとおり登録認定機関の登録を更新したので、同法第十七条の二第三項の規定に基づき公示する。

平成二十二年四月二十三日

農林水産大臣　赤松　広隆

一　登録更新年月日及び登録更新番号

平成二十二年三月一日　第三号

二　登録認定機関の名称及び住所

株式会社オーガニック認定機構　福岡県福岡市博多区比恵町一―八

三　登録認定機関が認定を行う農林物資の種類

生産情報公表牛肉、生産情報公表豚肉、生産情報公表農産物、生産情報公表加工食品及び生産情報公表養殖魚

四　登録認定機関が認定を行う区域及び認定を行う登録認定機関の事業所の所在地

(1)　認定を行う区域

国内及び外国

(2)　認定を行う事業所の所在地

福岡県福岡市博多区比恵町一―八

○農林水産省告示第六百七十四号

農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和二十五年法律第百七十五号）第十七条の三第二項において準用する同法第十七条の二第一項の規定に基づき、次のとおり登録認定機関の登録を更新したので、同法第十七条の二第三項の規定に基づき公示する。

平成二十二年四月二十三日

農林水産大臣　赤松　広隆

一　登録更新年月日及び登録更新番号

平成二十二年三月一日　第一号

二　登録認定機関の名称及び住所

有限会社リーファース　東京都中央区日本橋兜町一番七号デュオ・スカーラ兜町五百一

三　登録認定機関が認定を行う農林物資の種類

生産情報公表牛肉、生産情報公表豚肉及び生産情報公表農産物

四　登録認定機関が認定を行う区域及び認定を行う登録認定機関の事業所の所在地

(1)　認定を行う区域

国内

(2)　認定を行う事業所の所在地

東京都中央区日本橋兜町一番七号デュオ・スカーラ兜町五百一

○農林水産省告示第六百七十五号

農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和二十五年法律第百七十五号）第十七条の三第二項において準用する同法第十七条の二第一項の規定に基づき、次のとおり登録認定機関の登録を更新したので、同法第十七条の二第三項の規定に基づき公示する。

平成二十二年四月二十三日

農林水産大臣　赤松　広隆

一　登録更新年月日及び登録更新番号

平成二十二年三月十日　第二十九号

二　登録認定機関の名称及び住所

財団法人大日本蚕糸会　東京都千代田区有楽町一丁目九番四号

三　登録認定機関が認定を行う農林物資の種類

生糸